

○職員の仕事名に関する規則

昭和44年10月13日
規則 第3号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条及び第173条並びに中空知衛生施設組合職員定数条例（昭和55年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号）の規定による本組合の職員の仕事名は、次に掲げるとおりとする。

事務局長、事務局次長、所長、係長、主査、技師、主事、業務主事、主事補、技術補、業務補

第2条 前条にかかわらず、必要があると認めた場合は、同条各号に掲げる仕事名以外の仕事名を使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年7月9日から適用する。

附 則（昭和45年12月21日規則第1号）

この規則は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則（平成46年6月8日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年9月17日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年5月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用するものとする。

附 則（昭和59年11月17日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用するものとする。

附 則（平成13年12月7日規則第5号）

この規則は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。